



事務連絡
令和2年5月11日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた骨髄バンクドナーの最終同意面談時の
対応について

平素より造血幹細胞移植の円滑かつ適切な実施にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、本年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が行われ、同月16日にはその対象範囲が全国に拡大されたところです。また、5月4日には、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長することとされました。

同法に基づき策定された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型ウイルス感染症対策本部決定）においては、新型コロナウイルス感染症以外の重要疾患への対応も念頭に、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む、すべての医療関係者の事業継続を要請するとされています。こうした中で、造血幹細胞移植についても、可能な限り感染のリスクを低減した上で、移植を必要とする患者が、円滑かつ適切に移植を受けられる体制を構築することが不可欠です。

以上を踏まえ、下記のとおり、医療機関等における最終同意面談時の留意事項をお示ししますので、ご丁知いただくとともに、引き続き、円滑かつ適切な造血幹細胞移植の実施のための体制確保をお願いいたします。あわせて、貴管内の医療機関等に対する周知をお願いいたします。

記

1. 骨髄バンクドナーの最終同意面談時に、感染予防対策としての3密（「密接」「密集」「密閉」）を避けるため、面談出席者間の距離を十分に確保しマスクを着用する、広い会議室を使用する、会議室の換気を行う等の対応をお願いします。
2. 地域における感染状況等によっては、骨髄バンクドナーの最終同意面談に対応できる医師や医療機関の確保が困難となる可能性があります。そのため、他の都道府県に居住する骨髄バンクドナーの最終同意面談についても、必要に応じて実施していただくなど、ご協力をお願いします。
3. 感染拡大の防止やドナーの交通上の利便等の観点から、必要に応じ、オンラインによる面談についても検討をお願いします。

